第五条中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改め、同条第五号中「第四十八条の二十九の六第三項」を「第四十八条の二十九の七第三項」に改める。

第五条の三第一項第二号中「第十四号まで、第十七号及び第十九号から第二十八号」を「第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号」に改め、同項第六号中「第九十五条の二第二項本文」を「第九十五条の二第二項前段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の四　法第四十八条の二十九の五第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一　第四条第一項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十九号まで、第二十四号、第三十号から第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十三号まで、第四十五号及び第四十六号に掲げる権限

二　第四条の二第一項第二号、第四号、第七号、第八号、第十三号及び第十六号に掲げる権限

三　前条第一項第四号に掲げる権限

四　法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき、法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び横断歩道橋又は自動車駐車場を設けようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2　国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

3　国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定により告示された管理の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該管理の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第六条第一項第一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同項第二号及び同条第四項第二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同条第五項第三号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同項第六号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同条第六項第一号中「第十九号、第二十一号から第二十四号」を「第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同条第八項中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改め、同項第一号中「第四条の二第一項第三号」の下に「及び第十四号」を加え、同条第九項第二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同条第十項中「第十九号、第二十一号から第二十四号」を「第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　国土交通大臣は、法第四十八条の二十九の五第二項の規定により道路管理者に代わって次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一　第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる権限

二　法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の六第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

第七条第十四号中「防災拠点自動車駐車場」を「道路の附属物である自動車駐車場」に、「第十六条の三第二号イ」を「第十六条の四第二号イ」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四　道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設（前号に掲げる施設を除く。）

第十条第一号中「及び第十一条の九第一項」を「、第十一条の九第一項及び第十六条の二」に改め、同号イ(4)中「並びに第十一条の十一第一項第一号」を「、第十一条の十一第一項第一号並びに第十六条の二第一号及び第四号」に、「第十六条の二第一号」を「第十六条の三第一号」に改める。

第十一条の七第一項第一号及び第二号中「第十六条の二第四号」を「第十六条の三第四号」に改める。

第十六条の三中「第三十三条第二項第四号」を「第三十三条第二項第五号」に改め、同条第三号中「第七条第十四号」を「第七条第十五号」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十六条の二中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（脱炭素化施設等）

第十六条の二　法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は次の各号に掲げるものとし、同項第三号の政令で定める場所はそれぞれ当該各号に定める場所とする。

一　太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの　地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面（のり）並びに側溝上の部分の地上を除く。次号において同じ。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

二　自動車に動力源としての電気を供給するための工作物又は施設　地上、地下、トンネルの上又は高架の道路の路面下

三　自動車に燃料としての水素を供給するための施設　特定連結路附属地又は道路の附属物である自動車駐車場若しくは特定車両停留施設の地上

四　高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの又は第十一条の十一第一項に規定する原動機付自転車等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するもの　地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面（のり）、側溝上の部分並びに分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の地上を除く。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下